

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成27年 8月12日						
【会社名】	ハイブリッド・サービス株式会社						
【英訳名】	HYBRID SERVICE CO.,LTD.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 弘明						
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目3番17号						
【電話番号】	03(6731)3410						
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建						
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目3番17号						
【電話番号】	03(6731)3410						
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建						
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券						
【届出の対象とした募集金額】	<p>その他の者に対する割当</p> <table border="0"> <tr> <td>株式</td> <td>300,024,000円</td> </tr> <tr> <td>第3回新株予約権証券</td> <td>12,881,040円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</td> <td>1,113,041,040円</td> </tr> </table> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>	株式	300,024,000円	第3回新株予約権証券	12,881,040円	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	1,113,041,040円
株式	300,024,000円						
第3回新株予約権証券	12,881,040円						
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	1,113,041,040円						
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)						

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,389,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成27年8月12日(水)に開催された取締役会決議によります。なお、本第三者割当増資による新株式の発行については、平成27年9月18日開催予定の臨時株主総会における議案の承認(普通決議)を条件としております。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 当社は、単元株式数については100株としています。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,389,000株	300,024,000	150,012,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,389,000株	300,024,000	150,012,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は150,012,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
216	108	100株	平成27年9月30日	-	平成27年9月30日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、ます。

4. 申込期日に割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ハイブリッド・サービス株式会社 管理部	東京都中央区新川一丁目3番17号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町二丁目5番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	45,840個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	12,881,040円
発行価格	新株予約権1個につき281円（新株予約権の目的である株式1株当たり2.81円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年9月30日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都中央区新川一丁目3番17号 ハイブリッド・サービス株式会社 管理部
払込期日	平成27年9月30日（水）
割当日	平成27年9月30日（水）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 神田支店

- (注) 1. 平成27年8月12日（水）に開催された取締役会決議によります。なお、本第三者割当増資による新株予約権の発行については、平成27年9月18日開催予定の臨時株主総会における議案の承認（普通決議）を条件としております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は4,584,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。)は、金240円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p>
-----------------------	--

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,113,041,040円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年9月30日(本新株予約権の払込完了以降)から平成30年9月29日までとする。(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ハイブリッド・サービス株式会社 管理部 東京都中央区新川一丁目3番17号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 神田支店 東京都千代田区神田小川町二丁目5番1号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」といいます。）の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金281円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる（本欄に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」といいます。）。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日）から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は本取得請求権を喪失するものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権については本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

（注1） 本新株予約権の行使の方法

- （1）本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- （2）本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出さ

れ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

(注2) 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(注3) 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

(注4) その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,413,065,040	81,000,000円	1,332,065,040円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額には、登記費用約5,500,000円、有価証券届出書作成費用約500,000円、割当予定先調査費用約1,000,000円、フィナンシャル・アドバイザー費用(株式会社NGU、東京都千代田区永田町二丁目9番6号、代表取締役 小杉 洋介)70,000,000円(内訳は、新株式発行時に15,000,000円を支払い、新株予約権の行使時に行使額の5%を支払う契約であり、全量行使の場合に55,000,000円)、新株予約権の算定費用(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役社長 能勢 元)3,000,000円及び、弁護士費用約1,000,000円が含まれております。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 【手取金の使途】

＜本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額	支出予定時期
本社運転資金	261,874,000円	平成27年10月～ 平成28年9月
M & A及び業務提携等に関する調査費用、財務・法務相談費用等	20,000,000円	平成27年10月～ 平成30年9月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

＜本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額	支出予定時期
M & A及び業務提携等の資金	1,050,191,040円	平成27年10月～ 平成30年9月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金及び借入金（後述のとおり、現状間接金融による資金調達は困難ではありますが、本新株式の発行により調達した資金をもとに後述の商品在庫の拡充を行い事業成長、企業価値向上を行っていくことから、将来的に間接金融による資金調達の可能性があるため記載しております。）での充当もしくは株式交換による買収等にて対応予定ですが、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、M & A資金の使途又は金額を変更する可能性があります。M & A資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本社運転資金

調達した資金のうち261百万円については、運転資金として当社の主力事業であるマーケティングサプライ事業を主とした商品在庫（トナーカートリッジ、インクカートリッジ等）拡充の為及び好条件での取引による仕入れ単価の低い取引による仕入れの為に使用する予定であります。

後述「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、マーケティングサプライ事業における在庫量の減少から、マーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーでありながらも一部商品を品切れにより供給できない等、機会損失が発生している状況であります。本新株式による資金調達によってトナーカートリッジ、インクカートリッジ等の在庫量を拡充させることにより機会損失を低減させることが可能であると想定しております。また、スポットで発生する取引条件の良い現金仕入に積極的に取り組むことにより、仕入れ単価の安い商品在庫を保有することが可能となり、競合他社との販売価格競争での訴求力を高めることが可能になると想定しております。したがって、在庫の拡充、仕入れ価格の低減により、安定した収益基盤を確保していけるものと想定しております。

また、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサプライ事業や環境関連事業において積極的なM & Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、収益基盤の確保を図っていく収益源を獲得並びに既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM & Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築する事を目指しておりますが、それらの収益化の時期や規模などについては、不確定要素であるため、当面の期間（平成27年10月～平成28年9月まで）の運転資金に対する支払いとして、総額261百万円を充当し、在庫量の拡充を行い事業成長、企業価値向上を行います。

M & A及び業務提携等に関する調査費用、財務・法務相談費用等

調達した資金のうち20百万円については、M & A及び業務提携等に関する初期費用等（調査費用、財務・法務相談費用等）として使用する予定であります。

M & A等における手法は多様化、複雑化しており、こうしたM & A等の対象となり得る候補企業に関する情報収集、具体的な候補の発掘、選定、また、実際の交渉、手続等に関する専門家が重要となってきます。加えて、複雑な取引を推進するためには、当然のことながら、候補企業に関する法務・会計・税務面における調査を行う必要があり、これらに要する費用は、安価で済むものではありません。こうした先行費用は、案件の成否にかかわらず、常に先行して、かつ、継続的に支出することを要するものであり、当社が望むM & Aを実現するためには不可欠の費用であります。

したがって、具体的なM & A等に係る買収資金とは別の継続的な必要経費として、かかる専門家等に依頼する費用として、M & A取引を実現するために必要な費用として充当することを予定しています。

将来における同業他社その他企業の買収、業務提携その他のM & A資金

後述「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 資金調達目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサブライ事業や環境関連事業において積極的なM & Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていく収益源を獲得することを目的とした新規事業分野における積極的なM & Aを行い、事業育成及び収益基盤の構築を目指しております。

当社は、事業育成及び収益基盤構築の一環として、平成27年4月15日付「簡易株式交換によるルクソニア株式会社の完全子会社化及び主要株主の異動に関するお知らせ」で公表しているとおり、ルクソニア株式会社（東京都港区 代表取締役：松田 健太郎 以下、「ルクソニア」といいます。）を平成27年5月に子会社化しております。

当社グループは、既存事業の環境関連事業において太陽光発電システムの販売サプライヤー及び太陽光発電施設の紹介並びにLED照明の販売サプライヤーとして取り組んでおります。一方、ルクソニアの事業はLED照明の製造・販売及び太陽光発電システムのEPC（EPCとは、設計（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction）の訳です。以下、「EPC」といいます。）ソリューションの提供であり、太陽光発電事業において、これまで当社が培ってきたノウハウとルクソニアが有するEPCのノウハウを融合することにより、一貫したサービスの提供を行うことが可能となりました。また、収益面においてもルクソニアが展開しているEPCソリューションの提供は、今後も太陽光発電の工事案件を獲得し収益を上げることが予測され、十分な利益を獲得できる見込みであり、当社グループの収益に貢献していくものと考えております。

当社は、引き続き、積極的なM & Aによって既存事業規模の拡大、事業領域の拡大を図っていく方針であります。収益基盤の確保を図るための収益源を獲得したいことから、M & Aのターゲットは既存事業（マーケティングサブライ事業、環境関連事業）のみではなく、新規事業分野におけるM & Aも積極的に行っていきたいと考えております。現時点においては、具体的なM & A案件が合意に至っているものはなく、現在は候補企業のリストアップや候補企業の書類上における財務調査、当社グループとのシナジー効果などの事業面における検討を実施している段階であるため、具体的な事業構想を記載することができない状況ではありますが、M & A案件が成立・確定した場合には、速やかに開示いたします。当社グループとのシナジー効果（商品の共有、商流の共有及び物流の共有等）が期待される商社や流通に関連した分野をターゲットとして考えております。しかしながら、新たな収益源の獲得及び収益基盤の構築が必要であると考えていることから対象とする業種又はエリアは限定せずに幅広くM & A案件を発掘していきたいと考えております。また、当社が対象としている事業規模は、売上高10～100億円規模、案件規模は、3～8億円規模の案件を複数獲得することを想定しており、今回の資金調達はこうしたM & A案件に係る取得資金の一部に充当する予定であります。また、M & Aで取得する企業の運転資金等に充当する可能性も想定しております。なお、具体的なM & A案件が確定した際は、改めて情報開示をいたします。上述の通り、現時点においては、確定したM & A案件はありませんが、複数の候補企業をリストアップしており、今後のM & Aの手付金等の支払いの可能性も想定して、M & A資金の支出時期を本新株予約権の割当日直後である平成27年10月～平成30年9月と設定しております。また、支出予定時期の期間内において、当社が満足する条件のM & A案件を見つけることができなかった又は成約に至らず資金を充当できなかった場合においても、当社としてはM & A案件の発掘を継続していき、M & A案件が成約した段階で、資金を支出していく意向であります。

また、M & Aの実施に際しては、アドバイザー会社やコンサルティング会社等からの情報提供があるものの、当社に独占的に情報が提供されることはなく、また、ある程度の案件総数があったとしても、当社の希望に合致する案件は少ないのが現状であり、対象案件の獲得においては競合他社よりも迅速に条件提示を行うことで、一定期間の独占交渉権を得る必要があります。そのため、経営判断と取得資金の調達を要求されることとなるため、具体的な交渉が開始されてから資金調達を検討したのでは、貴重なビジネスチャンスを逃してしまう可能性が高く、かつ、資金調達の可否が不透明な状況で交渉を進捗させることは困難であるため、迅速かつ適時なM & Aを実現するためにも、今回の資金調達を決定いたしました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先1

a. 割当予定 先の概要	名称	BENEFIT POWER INC. (ベネフィット パワー インク)	
	本店の所在地	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	Director ZOU DAOJI	
	資本金	1米ドル	
	事業の内容	投資運用事業	
	主たる出資者及びその出資比率	ZOU DAOJI (100%)	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項無し
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項無し
	人事関係	該当事項無し	
	資金関係	該当事項無し	
	技術又は取引等関係	該当事項無し	

割当予定先2

a. 割当予定 先の概要	名称	後方支援投資事業組合		
	本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号		
	設立根拠	民法に規定する任意組合		
	出資総額	510,000,000円(予定)		
	組成目的	有価証券等への投資		
	組成日	平成27年7月1日		
	主たる出資者及びその出資比率	中谷 正和 99.96%		
	業務執行 組合員又 はこれに 類する者	名称	ソラ株式会社	
		本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号	
		代表者の役職・氏名	代表取締役 中谷 正和	
事業内容		投資運用業		
	資本金の額	30万円		
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項無し		
	人事関係	該当事項無し		
	資金関係	該当事項無し		
	技術又は取引等関係	該当事項無し		

c．割当予定先の選定理由

当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサブライ事業や環境関連事業において積極的なM & Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、収益基盤の確保並びに既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM & Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築を図っていく必要があると判断しておりますが、これらを実行していくために、前述5〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕に記載の資金ニーズを満たすことを目的として、資金調達を検討するに至りました。M & Aや業務提携にかかる費用は先行投資となる一方で、それらの収益化の時期や規模などは、不確定であり、当社の運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、手元資金を可能な限り確保するためには、新たな資金調達が必要であると考えております。しかし、当社の業績が悪化していることから間接金融による資金調達が困難な状況にあることから、直接金融による資金調達を検討する中、当社グループのM & Aや業務提携によって収益基盤の確保を図っていくために必要な資金を調達するために、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調度を割当予定先であるBENEFIT POWER INC.及び後方支援投資事業組合と交渉してまいりましたが、当社グループの資金ニーズの規模が14億円の大規模になることから、割当予定先であるBENEFIT POWER INC.との交渉において、当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が14億円の大規模になることから、段階的に必要な資金を調達し、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから新株式の発行と併せて新株予約権の発行を併用する方法といたしました。また、もう1つの割当予定先である後方支援投資事業組合との交渉においては、当社の業績を勘案すると新株で引き受けることはできず、新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても一度に大幅な希薄化が生じることを回避することを優先し、段階的に資金調達することができるメリットがあることから、新株予約権のみを割り当てる方法で本資金調達を実施することといたしました。

今回の割当予定先であるBENEFIT POWER INC.は、投資方針が純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、当社の経営方針・経営戦略に理解を示していただける投資家の紹介を当社のファイナンシャル・アドバイザーであります株式会社NGU（東京都千代田区永田町二丁目9番6号 代表取締役 小杉 洋介 以下「NGU」という。）に平成27年5月頃に依頼し、割当予定先として平成27年6月頃にBENEFIT POWER INC.の代表者であるZOU DAOJI氏（ZOU DAOJI氏は投資運用業を行う中国の資産家である投資家でございます。また、BENEFIT POWER INC.はZOU DAOJI氏の個人資産により運用されております。）の紹介を受けました。

当社とNGUは、NGUの代表取締役である小杉洋介氏と当社代表取締役である吉田弘明が証券会社時代から親交があったことから、当社の代表取締役である吉田弘明が小杉洋介氏に投資家の紹介を依頼したことによって、当社はNGUと本資金調達に関する協議を重ね、当社の状況や資金調達の目的・事業方針に理解を示していただける割当予定先としてBENEFIT POWER INC.の代表者であるZOU DAOJI氏をご紹介いただいております。

BENEFIT POWER INC.の代表者であるZOU DAOJI氏に対し、当社の経営環境、経営課題、経営戦略や資金調達の目的、今後の経営戦略を説明し、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調度を交渉しましたが、当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があったことや、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が14億円の大規模になるため、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することを優先したかったこともあり、新株と新株予約権を併用する方法でZOU DAOJI氏と協議した結果、ZOU DAOJI氏に本第三者割当における新株式の引受及び新株予約権の引受について理解をいただき、今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。

また、もう1つの割当予定先であります後方支援投資事業組合につきましては、当社と後方支援投資事業組合は、後方支援投資事業組合の業務執行組員であるソラ株式会社の代表取締役である中谷正和氏と当社代表取締役である吉田弘明が学生時代及び証券会社時代以降も親交があったことから、平成27年4月頃から当社代表取締役である吉田弘明が中谷氏に資金調達の相談をし、当社の経営環境、経営課題、経営戦略や資金調達の目的、今後の経営戦略を説明し、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調度を交渉してまいりましたが、当社の業績を勘案すると新株で引き受けることはできず、新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても一度に大幅な希薄化が生じることを回避することを優先し、段階的に資金を調達できる新株予約権のみの引き受けを依頼したところ、中谷氏からご理解をいただき、中谷氏が代表を務めるソラ株式会社が組成する後方支援投資事業組合で新株予約権を引き引受けていただけることとなりました。

当社としましては、割当予定先であるBENEFIT POWER INC.は、純投資を目的としており、当社の経営へ関与する意向がないことが明らかであり、また、もう1つの割当予定先である後方支援投資事業組合は、中長期保有を目的としておりますが、当社の経営へ関与する意向はなく、今後の当社グループの事業展開を進めることについても、当社及び当社グループとの友好的な協力関係を築いていける割当予定先であると考えており、当社の収益性、将来性を高めるうえで、最良の選択であると考え、BENEFIT POWER INC.及び後方支援投資事業組合を本資金調達の割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
BENEFIT POWER INC. (ベネフィット パワー インク)	新株 1,389,000株 新株予約権 25,000個 (その目的となる株式 2,500,000株)
後方支援投資事業組合	新株予約権 20,840個 (その目的となる株式 2,084,000株)

e. 株券等の保有方針

新株式

割当予定先であるBENEFIT POWER INC.は、本株式の保有目的は純投資目的であることを口頭で確認しております。但し、割当予定先は、売却にあたっては、当社普通株式の株価への影響、その他当社に与える影響を総合的に勘案して行う方針とのこともあわせて口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先であるBENEFIT POWER INC.から、割当予定先が払込期日から2年以内に本株式により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

新株予約権

本新株予約権の割当予定先であるBENEFIT POWER INC.の保有目的について、本株式と同様に保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式については、当社普通株式の市場価値よりも本新株予約権の行使価値が低い場合には、新株予約権を行使したうえで、当社普通株式を市場で売却する可能性があることを口頭で確認しております。

また、本新株予約権の割当予定先である後方支援投資事業組合からは、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式については、当社の事業育成及び収益基盤の構築を目指していく経営方針に理解を頂いており、当該方針が株価に反映されるまでには一定の期間を要するとの判断から保有方針は純投資ではなく、中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるBENEFIT POWER INC.の財政状態について、BENEFIT POWER INC.から平成27年7月2日現在の残高証明書を受領しており、本新株式及び本新株予約権の発行に要する金額の払込に必要な資金として、十分な現預金を有していることを確認しております。

また、割当予定先である後方支援投資事業組合の財政状態についても、本新株予約権の発行及び行使に要する金額の払込に必要な資金の調達として同組合の出資者である中谷氏個人の預金通帳の写し及び中谷氏を借主とし、wealth multi limited (263 Main Street, P.O.Box 2196, Road Town, Tortola, British Virgin Islands Director Junji Shimizu)を貸主とする限度貸付契約書にて確認しております。また、wealth multi limitedの財政状態については、平成27年7月31日現在の残高証明書を受領しており、十分な現預金を有していることを確認しております。なお、当該限度貸付契約書には本新株予約権（行使により取得した株式を含む）に対する担保設定等に関する条項はございません。

g. 割当予定先の実態

割当予定先並びに割当予定先の役員、主要株主等の関係者並びに関係会社及び後方支援投資事業組合に対する出資者の借入先（以下、「割当予定先等」と総称します。）が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに各割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。しかしながら、BENEFIT POWER INC.の代表者であるZOU DAOJI氏についての情報量が不足している為、状況に応じてヒアリング等の手法を用い、これまでの経緯等を確認する必要があるものと考察されると調査報告書に記載があったことから、反社会的勢力との関係及び個人の属性を確認し、ZOU DAOJI氏が反社会的勢力との関係がないこと及び投資運用業を行う中国の資産家である投資家であることをヒアリングを行い確認いたしました。また、後方支援投資事業組合の出資者である中谷氏が借入を行うwealth multi limitedに対し、wealth multi limitedについての情報量が不足している為、状況に応じてヒアリング等の手法を用い、これまでの経緯等を確認する必要があるものと考察されると調査報告書に記載があったことから、反社会的勢力との関係、設立の経緯等を確認し、wealth multi limitedが反社会的勢力と関係がないこと、設立の経緯及び投融資の実績等のヒアリングを行い確認いたしました。

よって、当社は、各割当予定先等が反社会的勢力との関係を有さず、違法行為にも関与していないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを防げません。また、本株式について該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日（平成27年8月11日）の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値240円を基準とし、割当予定先との協議した結果、直前営業日の終値である240円から10%ディスカウントした216円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を10%とした経緯としましては、当社と各割当予定先との発行価額における交渉は、直近の市場価額に基づく直前営業日の終値を前提として交渉を行いました。当社グループが、平成26年12月期において2期連続の純損失を計上していることに加え、平成27年12月期第1四半期においても純損失144百万円を計上していることから、割当予定先から相当程度のディスカウントを求められており、当社としても、当社の脆弱な財務状況において本新株式の発行を実現するには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値である240円から10%のディスカウント、当該直前営業日までの1カ月間の終値平均である244円から11.48%のディスカウント、当該直前営業日までの3カ月間の終値平均である241円から10.37%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均である237円から8.86%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち2名は社外取締役）全員からも、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、10%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模（3億円）の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響（詳細は、下記「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照）、当社の業績及び信用リスク、割当予定先であるBENEFIT POWER INC. が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役社長 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価240円（平成27年8月11日の終値）、権利行使価額240円、ボラティリティ51.69%（平成24年7月から平成27年7月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期3年、リスクフリーレート0.010%（評価基準日における中期国債レート）、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき280.3円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である240円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成30年9月29日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合に発動することとしております。

なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額240円に150%を乗じた360円（小数点以下切捨て）としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

$$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{行使による発行株式数})$$

なお任意取得条項の発動時の株価水準である360円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が306円（小数点以下切捨て）に低下するとの前提としております。

$$\text{行使後の株価} = (360円 \times 5,731,900株 + 240円 \times 4,584,000株) / (5,731,900株 + 4,584,000株) = 306円$$

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,020株（最近3年間の日次売買高の中央値である10,200株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。なお、前述i.に記載の通り、行使期間最終日（平成30年9月29日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しているため、株式の流動性から行使期間中に売却できなかった株式については、行使期間終了後においても株式の売却を1営業日あたり1,020株ずつ継続していく前提を置いております。

．その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当り280.3円）と本新株予約権の払込金額（1個当り281円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち2名は社外取締役）全員会から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,389,000株及び4,584,000株の合計5,973,000株となり、平成27年6月30日現在の発行済株式総数5,731,900株（議決権数57,315個）に対して、合計104.21%（議決権比率104.21%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年9月18日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。

また、本株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数5,973,000株を行使期間である3年間（245日/年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量は8,126株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの出来高51,099株の15.9%であり、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

当社といたしましては、今回の資金調達、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサブライ事業や環境関連事業において積極的なM & Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていく収益源を獲得並びに既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM & Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築するためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当増資による新株式の発行及び新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量（募集株式の総数）は5,973,000株（議決権数59,730個）であり、本件第三者割当増資前の当社の発行済株式5,731,900株（議決権数57,315個）の104.21%、総議決権数でも104.21%に相当し、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な増資に該当いたします。そこで、当社は、本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年9月18日開催予定の臨時株主総会において、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行について普通決議による承認が得られることを条件としております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BENEFIT POWER INC.	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			1,389,000	19.51%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	1,150,000	20.06%	1,150,000	16.15%
松田 健太郎	東京都港区	844,400	14.73%	844,400	11.86%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	389,700	6.79%	389,700	5.47%
眞下 法久	群馬県太田市	140,600	2.45%	140,600	1.97%
荒井 孝	栃木県宇都宮市	119,600	2.08%	119,600	1.68%
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	113,700	1.98%	113,700	1.60%
渡邊 栄志	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	1.40%
瀬戸 克之	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	1.40%
平田 知良	東京都江戸川区	97,000	1.69%	97,000	1.36%
計		3,055,000	53.26%	4,444,000	62.40%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨ててしております。
2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年6月30日時点の株主名簿及び平成27年8月11日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式の第三者割当後の総議決権数71,209個に対する割合です。

(2) 本新株予約権が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BENEFIT POWER INC.	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			3,889,000	33.23%
後方支援投資事業組合	東京都港区赤坂二丁目9番2号			2,084,000	17.80%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	1,150,000	20.06%	1,150,000	9.82%
松田 健太郎	東京都港区	844,400	14.73%	844,400	7.21%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	389,700	6.79%	389,700	3.33%
眞下 法久	群馬県太田市	140,600	2.45%	140,600	1.20%
荒井 孝	栃木県宇都宮市	119,600	2.08%	119,600	1.02%
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	113,700	1.98%	113,700	0.97%
渡邊 栄志	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	0.85%
瀬戸 克之	神奈川県横浜市中区	100,000	1.74%	100,000	0.85%
計		2,958,000	51.57%	8,931,000	76.28%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨ててしております。
2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年6月30日時点の株主名簿及び平成27年8月11日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件による新株式の割当及び全ての新株予約権の権利行使後の総議決権数117,049個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 当該資金調達目的及び理由

当社は、昭和61年の創業以来、トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジ、インクリボン等の販売において、特定メーカーの枠に縛られない独立系販売という機能を活かし、大手国内商社、メーカー系販売会社及び貿易会社から大量仕入ルートを確認し、メーカーブランド品や汎用品に関わらず、市場ニーズに応える品揃えを可能にすることで、マーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）のワンストップ・ベンダーとしての体制を確立し、全国の有効な卸・小売業者、カタログ/インターネット通販企業向けなどに販売してまいりました。

当社グループの経営目標として、事業の選択と集中により収益性の高い分野へ経営資源を投下し、体質改善を図るとともに、新規商品の投入と拡販、全社業務プロセスの見直し、機能共有による組織の合理化を推進することにより、すべての事業セグメントにおいて利益を創出する事業基盤の構築を経営目標としております。

当社グループは、マーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）の分野において特定メーカーの枠に縛られない独立系販売会社として、大手国内商社、メーカー系販売会社及び貿易会社からの海外調達を含む独自の仕入ルートの開拓による商品調達力を強みに、メーカーブランド品や汎用品に関わらず、市場ニーズに応える商品を提供しております。トナーカートリッジやインクジェットカートリッジ等のマーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして、当該商品を全国の有効な卸・小売業者や、カタログ/インターネット通販企業等に販売し、かかる事業分野において長年事業基盤を築いてまいりました。さらに、3Dプリンタ、雑貨等の新商材（マーケティングサプライ品（プリンタ廻りの消耗品）以外）の獲得、「ハイブリッド・デポ」代理店制度の立上げに取り組んでおります。

[マーケティングサプライ事業における事業成長に向けた取り組み]

- ・マーケティングサプライ品（プリンタ廻りの消耗品）の在庫量の拡充及び新商材の獲得並びに新商材の開発
- ・販売先・販売店様向けサービス体制の強化

しかしながら、新商材の取り扱い品数の拡大や「ハイブリッド・デポ」代理店の拡大には一定の期間を要すると想定しており、特に、当該事業におけるマーケティングサプライ品の在庫量の減少から、マーケティングサプライ品のワン

ストップ・ベンダーでありながらも一部商品を品切れにより供給できない等、機会損失が発生している状況であります。このような状況を解決するためには、商品在庫（トナーカートリッジ、インクカートリッジ等）拡充の為及び好条件での取引による仕入れ単価の低い取引による仕入の為の仕入れ資金を調達することにより、トナーカートリッジ、インクカートリッジ等のマーケティングサプライ品の在庫量を拡充することが必要です。

また、当社グループは、多様化するすべての販売先・販売店様のニーズと信頼に応えるべく、事業展開を行ってまいりましたが、政府が掲げるアベノミクスの柱の1つでもあり、最重要課題にもあげられている地方創生により、今後さらなる多様化が予想されるニーズに応えるためには、地域密着型の営業活動をよりスピーディーに展開するという観点からも、かかる在庫量の拡充が当社・代理店共に必要不可欠であると考えております。

また、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、上記の取組みやトナーカートリッジ、インクカートリッジ等のマーケティングサプライ品の在庫量を拡充だけに留まらず、マーケティングサプライ事業や平成27年4月15日付「簡易株式交換によるルクソニア株式会社の完全子会社化及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社グループが中核事業として育成をすすめる環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていくことと、既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM&Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築が当社グループの安定基盤の確立並びに企業価値向上に資すると判断いたしました。

M&Aや業務提携にかかる費用は先行投資となる一方で、それらの収益化の時期や規模などは、不確定であり、当社の運転資金（在庫拡充の為の仕入れ資金）や財務基盤の健全性を維持し、かつ、手元資金を可能な限り確保するためには、新たな資金調達が必要であることから、当社はあらゆる資金調達の選択肢について、当社の経営方針や経営戦略及び当社グループの資金需要について理解いただける割当予定先から調達することを検討し、今回、本第三者割当による新株式及び新株予約権による資金調達を実施することを決議いたしました。

本件資金調達は、当社運転資金、当社グループのM&A資金、および、当社グループまたはM&Aで取得する企業の運転資金等に充当することにより、当社グループ全体の事業成長の加速と財務体質の改善を実現し、最終的には当社の企業価値増大に寄与するものと判断しております。

(2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選定した理由

当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサプライ事業における在庫量の拡充及び新商材の獲得による当該事業の発展を図ることはもとより、マーケティングサプライ事業や環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていくこと、また、既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM&Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築を行うことが当社グループの安定基盤の確立並びに企業価値向上に資すると判断しております。しかしながら、上記のとおり、当社の運転資金や財務基盤の健全性を維持していくために新たな資金調達が必要である一方で、当社グループは平成25年12月期並びに平成26年12月期において継続して経常損失を計上したことから間接金融による資金調達が困難な状況にあり、直接金融による資金調達を検討いたしました。

公募による新株発行については、現在の当社の財務状況や時価総額の大きさ等を考えると、引受証券会社を見つけることは困難であり、第三者割当による方法が現実的であるとの考えにいたりしました。そして、第三者割当による資金調達において、新株株式の発行は、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先であるBENEFIT POWER INC.及び後方支援投資事業組合と新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。割当予定先であるBENEFIT POWER INC.との交渉において、BENEFIT POWER INC.から当社の業績を助案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が14億円の大規模になることから、新株と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、当社グループのM&Aの進捗状況や財務状況に応じて、段階的に必要な資金を調達し、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから、BENEFIT POWER INC.と協議した結果、新株式及び新株予約権を併用する資金調達の方法を選択いたしました。

また、もう1つの割当予定先である後方支援投資事業組合との交渉においては、当社の業績を助案すると新株で引き受けることはできず、新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから、後方支援投資事業組合と協議した結果、当社が段階的に資金調達をすることができる新株予約権のみを割り当てる資金調達の方法を選択いたしました。

したがって、当社としましては、BENEFIT POWER INC.は本新株式及び新株予約権を併用する方法、後方支援投資事業組合は新株予約権のみを割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断いたしました。

（本新株予約権の特徴）

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

<メリットとなる要素>

本新株予約権は、発行当初から行使価額は240円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から4,584,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、上述「4 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

本新株予約権には、上述「4 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

< デメリットとなる要素 >

本新株予約権の行使が進んだ場合、4,584,000株の新株式が交付されるため、大規模な既存株式の希薄化が生じること。

新株予約権の行使が進まない可能性

本新株予約権については、当社が割当予定先であるBENEFIT POWER INC.及び後方支援投資事業組合に本新株予約権の行使を請求できる行使指定等の合意はなされておられません。したがって、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が行えない可能性があります。但し、各割当予定先からは、当社の資金状況、資金の必要性、M&Aの進捗状況を確認した上で、当社の株価が行使価額を上回っていることが望ましいが、仮に当社の株価が行使価額を下回っている場合であっても、株価が行使価額から一定の範囲内での下落に収まっていること、かつ、行使価額以上の株価上昇が見込めると各割当予定先が判断した場合には、本新株予約権の行使を行う予定であることを口頭で確認しております。

したがって、当社の予定する資金調達が行えないリスクを完全に払しょくすることはできないものの、一定の範囲内で当社の資金需要に応じた資金調達が可能であると判断しております。

当社の株価が下落する可能性

割当予定先であるBENEFIT POWER INC.は、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下落する可能性があります。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当増資は、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、株式会社東京証券取引所の定める規則に従い、平成27年9月18日に開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様からの意思確認をさせていただき、その承認を得た上で増資を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会での承認をいただくことを増資の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定していません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度にかかる四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年8月12日）までの間において、追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記の の文章を除いて該当事項は本有価証券届出書提出日（平成27年8月12日）現在においてその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

～ 略

株式価値の希薄化及び株価への影響について

本件第三者割当増資による新株式の発行及び新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量（募集株式の総数）は5,973,000株（議決権数59,730個）であり、本件第三者割当増資前の当社の発行済株式5,731,900株（議決権数57,315個）の104.21%、総議決権数でも104.21%に相当し、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な増資に該当いたします。そこで、当社は、本第三者割当増資の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成27年9月18日開催予定の臨時株主総会に付議することといたしました。

当社といたしましては、今回の資金調達、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、マーケティングサプライ事業や環境関連事業において積極的なM&Aや業務提携による既存事業規模の拡大、事業領域の拡大、並びに収益基盤の確保を図っていく収益源を獲得並びに既存事業だけではなく新規事業分野においても積極的なM&Aや業務提携を行い、事業育成及び収益基盤の構築するためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年8月12日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年4月1日提出）

1 提出理由

当社は、平成27年3月6日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、平成27年3月27日開催の第29期定時株主総会において、「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

明誠有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

(2) 異動の年月日

平成27年3月27日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成26年3月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であり三優監査法人は、平成27年3月27日開催の第29期定時株主総会の時をもって任期満了により退任となりますので、その後任として新たに明誠有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

（平成27年4月1日提出）

1 提出理由

当社は、平成27年3月27日開催の当社第29期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業拡大に備え、現行定款第2条に目的事項の追加を行う。

(2) 「新経営体制の経営方針」を履践するため、取締役が中長期視野に立って経営に邁進する環境を確保することを目的として、取締役の任期を2年に伸長するものであります。また、本変更に伴い、剰余金の配当の決定は株主総会の決議により行うことを定めるものであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、吉田弘明、本瀬建、伊地知宣雄を選任する。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として明誠有限責任監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	21,010	196	0	（注）1	可決（99.08％）
第2号議案 取締役3名選任の件				（注）2	
吉田 弘明	21,000	206	0		可決（99.03％）
本瀬 建	21,000	206	0		可決（99.03％）
伊地知 宣雄	21,007	199	0		可決（99.06％）
第3号議案 会計監査人選任の件	21,004	176	0	（注）3	可決（99.17％）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

（平成27年4月16日提出）

1 提出理由

当社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、新株予約権の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき当臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

イ 銘柄 ハイブリッド・サービス株式会社 新株予約権

ロ 新株予約権の内容

1．新株予約権の数 4,400個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

2．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、503円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価（234円）、行使価格（234円）、ボラティリティ（48.17%）、行使期間（3年）、リスクフリーレート（0.018%）、行使条件（詳細は下記4．本新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件 及び を参照）の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（503円）を参考に決定したものである。

3．発行価額の総額

2,213,200円

4．本新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式 当社普通株式440,000株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。但し、上記「4 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記「4 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に定める本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成27年 4 月14日の東京証券取引所における普通取引の終値の金234円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成27年 5 月 1 日から平成30年 4 月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記「4 (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」記載の資本金等増加限度額から、上記「4 (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下及びに掲げる条件に合致するものとし、に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

新株予約権者は、平成27年 5 月 1 日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも468円を超えた場合にのみ、（但し、「4 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）本新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも117円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができない。

5．新株予約権の割当日 平成27年5月1日

6．新株予約権の取得に関する事項

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権1個当たり503円の価額で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「4（1）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「4（2）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「7（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「4（3）新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「4（3）新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「4（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

上記「4（6）新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件

上記「6 新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

8．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成27年5月1日

- 八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
 当社代表取締役 1名 2,200個（220,000株）
 当社取締役 2名 2,200個（220,000株）
- 二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
 該当事項はありません。
- ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
 取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

（平成27年4月17日提出）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 松田 健太郎

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

松田 健太郎

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0.00%
異動後	844,400個	14.73%

(3) 当該異動の年月日

平成27年5月6日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 628,733,250円

発行済株式総数 普通株式 5,731,900株

最近の業績の概要

平成27年8月12日に開示いたしました平成27年12月期第2四半期決算短信に記載されている第30期第2四半期連結累計期間（自平成27年1月1日至平成27年6月30日）に係る四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は以下のとおりであります。

なお、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成したものではありません。

また、この四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,413,446	909,457
受取手形及び売掛金	2,557,529	2,268,502
商品	687,723	887,547
前渡金	121,078	558,611
その他	526,090	617,102
貸倒引当金	222,616	220,706
流動資産合計	5,083,252	5,020,516
固定資産		
有形固定資産	21,999	20,416
無形固定資産		
のれん	-	168,372
その他	4,967	6,965
無形固定資産合計	4,967	175,337
投資その他の資産		
投資有価証券	2,029	12,711
その他	326,707	330,602
貸倒引当金	161,761	161,761
投資その他の資産合計	166,975	181,552
固定資産合計	193,942	377,306
繰延資産	6,764	5,387
資産合計	5,283,960	5,403,209
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,709,511	1,440,521
短期借入金	1,199,350	1,094,971
1年内返済予定の長期借入金	222,368	161,453
1年内償還予定の社債	100,000	100,000
未払法人税等	4,666	8,791
前受金	9,143	654,691
その他	284,348	256,197
流動負債合計	3,529,388	3,716,626
固定負債		
社債	350,000	300,000
長期借入金	251,798	167,149
退職給付に係る負債	36,652	-
長期末払金	-	44,608
その他	15,153	15,783
固定負債合計	653,604	527,541
負債合計	4,182,992	4,244,167
純資産の部		
株主資本		
資本金	628,733	628,733
資本剰余金	366,833	366,833
利益剰余金	434,310	29,644
自己株式	475,010	-
株主資本合計	954,867	1,025,210
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	344	784
繰延ヘッジ損益	84,789	68,013
為替換算調整勘定	60,965	62,819
その他の包括利益累計額合計	146,100	131,617
新株予約権	-	2,213
純資産合計	1,100,967	1,159,041

負債純資産合計

5,283,960

5,403,209

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第2四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
売上高	8,298,374	7,652,039
売上原価	7,652,368	7,030,815
売上総利益	646,006	621,223
販売費及び一般管理費	775,867	618,628
営業利益又は営業損失()	129,861	2,594
営業外収益		
受取利息	760	208
受取配当金	13	-
為替差益	-	5,487
貸倒引当金戻入額	974	-
その他	1,718	3,529
営業外収益合計	3,466	9,225
営業外費用		
支払利息	15,813	11,657
その他	4,630	4,097
営業外費用合計	20,443	15,755
経常損失()	146,837	3,935
特別利益		
投資有価証券売却益	120	-
受取和解金	362	-
子会社株式売却益	103,993	-
特別利益合計	104,475	-
特別損失		
事業撤退損	-	124,463
固定資産除却損	0	-
投資有価証券売却損	16,471	-
その他	-	14,285
特別損失合計	16,471	138,748
税金等調整前四半期純損失()	58,833	142,684
法人税、住民税及び事業税	19,506	1,475
法人税等調整額	120,610	25
法人税等合計	140,117	1,449
少数株主損益調整前四半期純損失()	198,951	144,133
四半期純損失()	198,951	144,133

（四半期連結包括利益計算書）
（第2四半期連結累計期間）

（単位：千円）

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失（ ）	198,951	144,133
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	87	439
繰延ヘッジ損益	59,145	16,776
為替換算調整勘定	7,375	1,853
その他の包括利益合計	66,434	14,482
四半期包括利益	265,385	158,616
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	265,385	158,616

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	58,833	142,684
減価償却費	3,599	3,058
貸倒引当金の増減額(は減少)	26,867	1,910
賞与引当金の増減額(は減少)	145	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	813	36,652
受取利息及び受取配当金	773	208
支払利息	15,813	11,657
固定資産除却損	0	-
投資有価証券売却損益(は益)	16,351	-
子会社株式売却損益(は益)	103,993	-
事業撤退損	-	124,463
売上債権の増減額(は増加)	1,304,061	943,772
たな卸資産の増減額(は増加)	39,058	177,736
仕入債務の増減額(は減少)	716,350	582,452
長期未払金の増減額(は減少)	-	40,461
その他	211,355	42,577
小計	237,286	139,191
利息及び配当金の受取額	1,045	180
利息の支払額	14,662	11,674
法人税等の支払額	8,722	1,546
法人税等の還付額	3,830	4,205
事業再編による支出	-	67,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	218,777	63,355
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	32,880	300,000
有形固定資産の取得による支出	454,314	-
無形固定資産の取得による支出	-	280
投資有価証券の売却による収入	220	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	30,250
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	136,982	-
その他	48,313	987
投資活動によるキャッシュ・フロー	332,545	328,983
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	853,600	438,473
長期借入れによる収入	330,000	-
長期借入金の返済による支出	241,389	111,514
社債の発行による収入	490,460	-
社債の償還による支出	-	50,000
新株予約権の発行による収入	-	2,213
配当金の支払額	345	152
財務活動によるキャッシュ・フロー	274,874	597,925
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,938	1,598
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	391,582	203,988
現金及び現金同等物の期首残高	1,151,816	1,113,446
現金及び現金同等物の四半期末残高	760,234	909,457

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、平成27年5月6日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社とし、ルクソニア株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、当社が保有する自己株式844,400株を本株式交換による株式の割り当てに充当いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が475百万円減少し、利益剰余金が260百万円減少したことにより、株主資本合計は1,025百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間（自平成26年1月1日 至平成26年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	マーケティング サプライ 事業	環境関連 事業	海外事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	6,910,590	575,626	160,961	7,647,178	651,195	8,298,374	-	8,298,374
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	1,285	1,285	1,508	2,793	2,793	-
計	6,910,590	575,626	162,246	7,648,464	652,704	8,301,168	2,793	8,298,374
セグメント利益 又は損失()	90,220	12,009	24,975	77,254	41,598	35,656	165,517	129,861

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ファシリティ関連事業、ファニチャー関連事業及び不動産関連事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 165,517千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 165,133千円が含まれております。その主なものは報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門等にかかる費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	マーケティング サプライ 事業	環境関連 事業	海外事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	6,193,025	147,081	146,438	6,486,545	1,165,493	7,652,039	-	7,652,039
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	3,899	3,899	3,899	-
計	6,193,025	147,081	146,438	6,486,545	1,169,392	7,655,938	3,899	7,652,039
セグメント利益 又は損失()	55,666	74,272	23,328	106,610	50,919	157,529	154,935	2,594

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ファシリティ関連事業、ファニチャー関連事業及び不動産関連事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 154,935千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 151,035千円が含まれております。その主なものは報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門等にかかる費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして区分していた「不動産関連事業」は、量的重要性が減少したため、「その他」に含めております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第2四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当により発行される新株式及び第3回新株予約権の募集

当社は、平成27年8月12日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行を決議いたしました。

・新株式の発行

(1) 募集の概要

発行株式数	普通株式 1,389,000株
払込金額	1株につき 216円
払込金額の総額	300,024,000円
増加する資本金の額	150,012,000円
増加する資本準備金の額	150,012,000円
募集または割当方法	第三者割当による
割当先及び割当株数	BENEFIT POWER INC. 1,389,000株
申込日	平成27年9月30日
払込期日	平成27年9月30日

(2) 資金の使途

マーケティングサプライ品(プリンタ廻りの消耗品)及び新商材の獲得、新商材の開発のための運転資金
M&A及び業務提携等に関する調査費用、財務・法務相談費用等

・新株予約権の発行

(1) 募集の概要

目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,584,000株
新株予約権の総数	45,840個(新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の発行価額の総額	12,881,040円(新株予約権1個当たり281円)
行使価額	1株当たり240円
資金調達額	1,113,041,040円
資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
申込期日	平成27年9月30日
割当日及び払込期日	平成27年9月30日
行使期間	平成27年9月30日(本新株予約権の払込完了以降)から平成30年9月29日まで
募集または割当方法	第三者割当の方法による
割当先	BENEFIT POWER INC. 25,000株 後方支援投資事業組合 20,840株

(2) 資金の用途

M&A及び業務提携等の資金

２．会社分割による持株会社体制への移行

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年10月1日（予定）を効力発生日として、当社における主要な事業を会社分割（新設分割 以下、「本新設分割」という。）し、新たに設立する当社100%子会社「ハイブリッド・サービス株式会社」（以下、「新設会社」という。）に承継させ、当社は持株会社制へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

また、持株会社体制への移行にともない、平成27年10月1日をもって、当社の商号を「ハイブリッド・ホールディングス株式会社（仮称）」とする等の定款の一部変更を行うことを併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本件は、平成27年9月18日開催予定の臨時株主総会に付議するものであり、当該株主総会での承認を条件として実施するものであります。また、本新設分割は当社単独の新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

（１）本新設分割並びに持株会社化の目的

当社は、昭和61年の創業以来、トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジ、インクリボン等の販売において、特定メーカーの枠に縛られない独立系販売という機能を活かし、大手国内商社、メーカー系販売会社及び貿易会社から大量仕入ルートを確保し、メーカーブランド品や汎用品に関わらず、市場ニーズに応える品揃えを可能にすることで、マーケティングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）のワンストップ・ベンダーとしての体制を確立し、全国の有力な卸・小売業者、カタログ/インターネット通販企業向けなどに販売してまいりました。

現在は、事業部門体制のもと、マーケティングサプライ事業、環境関連事業、不動産関連事業、海外事業、その他の事業を展開しております。

マーケティングサプライ事業におきましては、トナーカートリッジやインクジェットカートリッジ等のマーケティングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして、当該商品を全国の有力な卸・小売業者や、カタログ/インターネット通販企業等に販売し、かかる事業分野において長年事業基盤を築いてまいりました。さらに、「ハイブリッド・デポ」代理店制度の立上げ、新商材（マーケティングサプライ品（プリンタ廻りの消耗品）以外）の獲得に取り組んでおりますが、「ハイブリッド・デポ」代理店の拡大や新商材の取り扱い品数の拡大には一定の期間を要すると想定しております。

また、環境関連事業は、太陽光発電システムの販売サプライヤー及びLED照明の販売サプライヤーとして事業に取り組んでおり、環境関連事業が今後の当社グループにおける中核事業に成長すると考えており、その一環として、平成27年4月15日付「簡易株式交換によるルクソニア株式会社の完全子会社化及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、平成27年5月6日付でLED照明の製造販売を手掛けており、また、平成26年10月期よりLED照明の営業で培ったネットワーク及び情報を活かし、太陽光発電システム事業に取り組んでいるルクソニア株式会社を完全子会社化し、収益向上に向けた取り組みを実施しております。

以上の取り組みを実施しておりますが、早期の営業黒字化の達成に向けて、さらに事業の収益性を高め、企業の存続を図るための体制として持株会社制に移行することを決定いたしました。

この目的は下記のとおりであります。

持株会社と各事業会社との役割と責任を明確にし、経営の透明性を図ること。

各事業会社の責任と権限において、意思決定のスピード化、経営環境に適合した順応性のある業務執行を行う。

事業会社ごとの収益性を明確にし、最適な経営資源の配分を可能にし、企業価値の向上を目指すこと。

成長施策としてのM&Aを迅速・円滑に実施する上で持株会社体制の持つ機動性を発揮し、成長のスピードを上げていくこと。

本新設分割により、当社が新設会社及びその他の子会社の株式を保有する持株会社体制に移行し、引き続き上場会社となります。

（２）本新設分割の要旨

本新設分割の日程

新設分割取締役会決議日	平成27年8月12日
新設分割計画承認臨時株主総会開催日（予定）	平成27年9月18日
新設分割効力発生日（予定）	平成27年10月1日

分割方式

当社を分割会社とし、新たに設立する「ハイブリッド・サービス株式会社」を承継会社とする新設分割を実施します。なお、当社は、平成27年10月1日以降は持株会社となり、「ハイブリッド・ホールディングス株式会社（仮称）」に商号変更いたします。

会社分割に係る株式の割当の内容

新設分割に際して、新設会社（「ハイブリッド・サービス株式会社」）が発行する普通株式60株は、すべて分割会社である当社に割当てます。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行した新株予約権の取扱いについて、本件分割による変更はありません。

分割により増減する資本金等

該当事項はありません。

新設会社が承継する権利義務

新設会社は、本新設分割に際し、分割対象事業を遂行する上で必要と判断される分割対象事業に係る資産、負債、契約上の地位その他権利義務を承継します。また、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

債務履行の見込み

分割会社並びに新設会社とも資産の額が負債の額を上回ること、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されないことから、債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

（ 3 ） 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成26年12月31日現在)	新設会社 (平成27年10月1日予定)
商号	ハイブリッド・サービス株式会社（ 1 ）	ハイブリッド・サービス株式会社
事業内容	マーキングサプライ事業 環境関連事業 不動産関連事業 海外事業 その他の事業	マーキングサプライ事業 環境関連事業
設立年月日	昭和61年10月6日	平成27年10月1日
本店所在地	東京都中央区新川一丁目3番17号	東京都港区六本木六丁目7番6号
代表者	代表取締役社長 吉田 弘明	代表取締役社長 吉田 弘明
資本金	628百万円	30百万円
発行済株式総数	5,731,900株	60株
純資産	938百万円	1,739百万円
総資産	4,826百万円	3,530百万円
決算期	12月末日	12月末日
従業員数	59名	68名
主要取引先	アスクル株式会社 株式会社ユニマットライフ 株式会社大塚商会	アスクル株式会社 株式会社ユニマットライフ 株式会社大塚商会
大株主及び持株比率	吉田弘明 20.06% 松田健太郎 14.73% 日本証券金融株式会社 6.79% (2)	ハイブリッド・サービス株式会社 100.0%

（ 1 ） 分割会社である当社は平成27年10月1日をもってハイブリッド・ホールディングス株式会社（仮称）へ商号変更する予定であります。

（ 2 ） 分割会社の大株主及び持株比率は、平成27年6月30日現在の株主名簿及び平成27年8月11日までに当社が大量保有報告書等に基づき記載しております。

(4) 当社（分割会社）の前連結会計年度の財政状態及び経営成績

売上高	16,139百万円
営業利益	521百万円
経常利益	518百万円
当期純利益	497百万円
1株あたり当期純利益	101.88円
1株あたり純資産	225.26円

(5) 分割する事業部門の内容

分割する事業の内容

マーケティングサプライ事業、環境関連事業、ファシリティ関連事業、ファニチャー事業

分割する事業の平成26年12月期における経営成績

	分割事業(a)	当社連結実績(b)	比率
売上高	14,171百万円	16,139百万円	87.8%

承継させる資産・負債の項目及び金額（平成26年12月31日現在）

資 産		負 債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	3,383百万円	流動負債	1,703百万円
固定資産	147百万円	固定負債	88百万円
合 計	3,530百万円	合 計	1,791百万円

(注) 上記は、平成26年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加除した上で確定いたしますので、実際に承継する金額は上記金額と異なる可能性があります。

(6) 会社分割後の状況（予定）

商号	ハイブリッド・ホールディングス株式会社（仮称）
本店所在地	東京都中央区新川一丁目3番17号（会社分割後の本店所在地は、東京都港区六本木六丁目7番6号を予定しております。）
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉田 弘明
事業内容	グループ会社の株式保有による事業活動の支配、管理及びこれらに付帯する業務
資本金	628百万円
決算期	12月末日

(7) 今後の見通し

新設会社は当社の完全子会社となるため、本新設分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

(

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 至	平成26年1月1日 平成26年12月31日	平成27年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第1四半期)	自 至	平成27年1月1日 平成27年3月31日	平成27年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月27日

ハイブリッド・サービス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 久保 幸年 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 抜水 信博 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイブリッド・サービス株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド・サービス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ハイブリッド・サービス株式会社の平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ハイブリッド・サービス株式会社が平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 3月27日

ハイブリッド・サービス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 久保 幸年 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 抜水 信博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイブリッド・サービス株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド・サービス株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月14日

ハイブリッド・サービス株式会社

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているハイブリッド・サービス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ハイブリッド・サービス株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年4月15日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、ルクソニア株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、平成27年5月6日に株式交換を行った。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年4月15日開催の取締役会において、当社取締役に対し新株予約権を発行することを決議し、平成27年5月1日に新株予約権を発行した。

その他の事項

会社の平成26年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成26年5月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成27年3月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。